

福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この使用取扱規程は、「福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン」(以下「デザイン」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図ることを目的とする。

(デザイン)

第2条 この規定の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

(使用承認申請)

第3条 デザインを使用する者(以下「申請者」という。)は、福島県土木部下水道課長(以下「下水道課長」という。)に対し、承認申請を行わなければならない。ただし、次の各号に該当する場合であつて、事前に協議をしている場合を除く。

- (1) 国または地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 福島県の機関が使用するとき。

2 申請者は、「福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン使用承認申請書」(別紙様式1)に次の書類を添えて、下水道課長に提出しなければならない。

- (1) デザインの使用状況がわかる完成見本等
- (2) その他下水道課長が必要と認める書類

3 既に受けた使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書」(別紙様式2)により変更承認申請を行わなければならない。

4 下水道課長は、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

(使用承認の基準等)

第4条 下水道課長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前条の承認(以下「使用承認」という。)をすることができる。

- (1) デザインのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) デザインの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (3) デザインの変形など、本使用取扱規程に従って使用されないおそれがあると認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (5) 福島県のイメージ、品位を傷つけるおそれがある場合
- (6) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (7) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用されるおそれがある場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

第2条に定める営業を行うものが使用する場合、及びこれらの者が商品等を販売する場合

- (9) 不当な利益をあげるために使用されるおそれがある場合
- (10) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (11) その他、承認することが不相当と認められる場合

（使用期間）

第5条 デザインの使用期間は、使用承認の日から1年以内であつて下水道課長が必要と認める日までとする。

- 2 前項の使用期間の満了後において、引き続きデザインを使用しようとするときは、「福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書」（別紙様式2）により変更承認申請を行わなければならない。

（使用方法）

第6条 使用できるデザインは第2条のとおりとする。ただし、次の各号に該当する場合は、使用承認申請の前に下水道課長に協議をして了承を得なければならない。

- (1) デザインの一部のみを使用する場合
- (2) デザインを変形、加工する場合
- (3) デザインを他の図形や文字を重ねて使用する場合

（使用料）

第7条 デザインの使用料は、無償とする。

（承認通知）

第8条 デザインの使用を承認するものについては、「福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン使用承認書」（別紙様式3）を交付する。

- 2 下水道課長は、使用を承認する際に条件を付することができる。

（不承認通知）

第9条 デザインの使用を承認しない場合は、申請者に対し書面によりその旨を通知する。

（使用上の遵守事項）

第10条 第4条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として、デザインに「福島県流域下水道マンホール蓋」の表記を付すこと。
- (2) 承認された内容・用途のみに使用すること。
- (3) 当該使用に係る物品等の完成品を完成後30日以内に下水道課長へ提出すること。

ただし、現物の提出が困難な場合は、写真等を提出すること。

- (4) 第4条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。
- (5) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
- (6) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守すること。
- (7) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者が本使用取扱規程の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (8) 物品等の製造及び販売にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに下水道課長に事故等の状況を報告し、福島県の指示に従うこと。

（使用状況及び使用実績の確認）

第11条 下水道課長が必要と認めた場合には、使用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、デザインの使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

（地位の承継）

- 第12条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。
- 2 前項の規定により使用承認を継承した継承人は、第3条3項の規定により「福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書」（別紙様式2）により変更承認申請を行わなければならない。

（使用承認の取消し等）

- 第13条 次の各号に該当する場合は、使用承認の取り消し、使用条件の変更、使用物品等の回収を求める等の措置を行うことができる。
- (1) 使用者が本使用取扱規程又は使用承認の条件に違反したとき。
 - (2) 第3条第2項に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (3) 使用者が第4条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) その他デザインの使用を継続することが不適當であると認めたとき。
- 2 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者は、使用承認を取り消された日からデザインを使用することができないものとする。
- 3 下水道課長は、第1項各号のいずれかに該当し、使用承認を取消したことにより、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用の非独占・県の非推奨等）

第14条 本使用取扱規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザインを使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について福島県による推奨又は品質保証を行うものではない。

(損害賠償等の責任)

第15条 デザインの使用に関して生じた損失について、福島県は損害賠償等の一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、デザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、福島県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者は、デザインの使用に際して故意または過失により福島県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を福島県に賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、デザインの使用に関し必要な事項は、下水道課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

(別図) (第2条関係)

県北処理区

(福島市、伊達市 (旧伊達町、旧梁川町、旧保原町)
桑折町、国見町)



県中処理区

(郡山市、須賀川市、本宮市、鏡石町、矢吹町)



二本松処理区

(二本松市 (旧二本松市、旧安達町))



田村処理区

(田村市 (旧船引町、旧常葉町、旧大越町、旧滝根町))



別紙様式1（第3条第2項関係）

年 月 日

福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン使用承認申請書

福島県土木部下水道課長 様

(住所)
 (団体・法人名等)
 (法人番号)
 (代表者名)
 (電話番号) () -

福島県流域下水道マンホール蓋のデザインについて、下記のとおり使用申請します。なお、福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン使用取扱規程を遵守するとともに、使用条件に違反した場合は、承認の取り消しまたは使用物品等の回収の要求等を受けても異議ありません。

使用区分 ※該当にチェックのうえ 具体的な利用方法を記載	<input type="checkbox"/> 商品 () <input type="checkbox"/> 景品 () <input type="checkbox"/> 印刷物 () <input type="checkbox"/> 看板・壁面・工作物 () <input type="checkbox"/> Web () <input type="checkbox"/> その他 ()			
使用目的				
具体的な 使用内容 ※制作数量・サイズ、使用 場所・回数等（別紙可）				
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日（1年以内）			
連絡担当者	住所	〒		
	所属		氏名	
	TEL		FAX	
	E-MAIL			
当法人、当社、当法人及び当社の役員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して < <input type="checkbox"/> います <input type="checkbox"/> いません > （福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン使用規程基準第4条10項関係）				
備考				

【添付書類】

- (1) デザインの使用状況が分かる完成見本
- (2) その他下水道課長が認める書類

別紙様式2（第3条第3項関係）

年 月 日

福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン使用承認変更申請書

福島県土木部下水道課長 様

(住所)

(団体・法人名等)

(法人番号)

(代表者名)

(電話番号) () ー

福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン使用にあたり、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 承認番号

2 使用目的

3 変更事項

申請者 使用目的、趣旨 使用方法 使用期間

使用媒体等 使用地域 その他

※ 該当する事項にチェックを付けること。

4 変更理由

5 変更内容

(変更前)

(変更後)

別紙様式3（第8条第1項関係）

○都第○○○号
年 月 日

福島県流域下水道マンホール蓋のデザイン使用承認書

(住所)
(団体・法人名等)
(代表者名) 様

福島県土木部下水道課長

年 月 日付で申請のありました福島県流域下水道マンホール蓋のデザインの使用については、下記のとおり許可します。

使用区分 ※該当にチェックのうえ 具体的な利用方法を記載	<input type="checkbox"/> 商品（ ） <input type="checkbox"/> 景品（ ） <input type="checkbox"/> 印刷物（ ） <input type="checkbox"/> 看板・壁面・工作物（ ） <input type="checkbox"/> Web（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
使用目的	
具体的な 使用内容 ※制作数量・サイズ、使用 場所・回数等（別紙可）	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日（1年以内）
条件	
承認番号	
備考	